

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

- 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 一五
- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 一五

**訓 令**

- 会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 一五

**告 示**

- 地籍調査の成果について認証した件 一五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一五
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件二件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一五
- 道路の区域を変更する件 一五
- 道路の供用を開始する件 一五

**公 告**

- 一般競争入札を行う件 一五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 一五
- 浸水想定区域を指定した件 一五

**福 島 県 教 育 委 員 会**

- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 一六

**正 誤**

- 令和四年十一月二十二日付け定例第三百四十号中 一六
- 令和五年六月二十七日付け定例第三百九十六号中 一六
- 令和五年七月四日付け定例第三百九十八号中 一六
- 令和五年八月二十九日付け定例第四百十二号中 一六

## 規 則

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則及び福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

### 福島県規則第十七号

#### 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事 内 堀 雅 雄

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則（令和二年福島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものはこれを加え、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものはこれを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第十五条（略） （会計年度任用職員の勤勉手当） 第十五条の二 条例第二十條の二の勤勉手当については、第十三條の規定を準用する。 （勤勉手当の勤務期間の特例） 第十五条の三 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日（条例第二十條の二においてその例によることとされる給与条例適用職員の勤勉手当に係る基準日をいう。）以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。 （勤勉手当基礎額） 第十五条の四 第十五条第一項から第四項までの規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日」とある</p>	<p>第十五条（略） （新設） （新設） （新設）</p>

のは、「基準日(条例第二十条の二においてその例によることとされる給与条例適用職員の勤勉手当に係る基準日をいう。以下この条において同じ。)」とする。

(特別の事情がある者の期末手当及び勤勉手当)

第十六条 第十三条から前条までの規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している者その他特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、別に定める。

(特別の事情がある者の期末手当)

第十六条 前二条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している者その他特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、別に定める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(人 事 課)

**福島県規則第十八号**  
**福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表非常音響ホログラフイー測定システムの項及び音響測定システムの項を次のように改める。

音響測定・解析システム	
一時間	二、七〇〇円
別表第二の一の1の表(16)の次に次のように加える。	
(17) 光造形方式3Dプリンタ (Form 3L) 造形材料	十グラム 三二〇円
別表第二の一の2の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(28)までを(3)から(27)までとし、(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、その前に次のように加える。	
(28) 衣類専用コンピューター横編機 (SWG154-XR15L)	一時間 六、〇九〇円
(29) ニードルベッド洗浄機 (H2G4)	一時間 二、二四〇円
(30) 回転式ミクローーム (RX-860)	一時間 一、三八〇円

(31) 縮絨機 (NTS-201HK) 一時間 一、三二〇円

別表第二の二の1の表(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)から(22)までを(8)から(20)までとし、(23)を(28)とし、その前に次のように加える。

(21) 衣服圧計測装置 (MP160)	一時間 一、七四〇円
(22) 曲げ試験機 (PF-BND-01)	一時間 一、四七〇円
(23) 引張・せん断試験機 (PF-SAS-01)	一時間 一、三二〇円
(24) 生地速乾性測定器 (ProDry)	一時間 一、三〇〇円
(25) 表面試験機 (PF-RFM-02)	一時間 一、二七〇円
(26) 圧縮試験機 (PF-CP-01)	一時間 一、二〇〇円
(27) 通気度試験機 (FX-3340)	一時間 一、一七〇円

別表第二の二の2の表中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(19)までを(8)から(18)までとし、(20)を(21)とし、その前に次のように加える。

(19) 非接触三次元デジタイザ (FLARE Standard 12M)	一時間 七、三五〇円
(20) アパレル3D計測装置 (ArtecLeo)	一時間 一、五八〇円

別表第二の二の3の表中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(34)までを(7)から(33)までとし、(35)を(40)とし、その前に次のように加える。

(34) 電界放出型走査型電子顕微鏡 (SU5000)	一時間 一五、〇八〇円
(35) ガスクロマトグラフ質量分析装置 (JMS-Q1600GC UltraQuad SQ-Zeta)	一時間 八、一七〇円
(36) 燃焼吸収イオンクロマトグラフシステム (Integrion RFIIC)	一時間 七、八七〇円
(37) ハイパースペクトルカメラ (MV-CVNIR, MV-CNIR)	一時間 五、〇〇〇円
(38) 可搬型X線残留応力測定装置 ( $\mu$ -X360s)	一時間 四、一五〇円
(39) 倒立型金属顕微鏡 (GX51)	一時間 一、七三〇円

別表第二の二の4の表中(3)を(4)とし、その前に次のように加える。

(3) 温度湿度サイクル試験機 (FX731NE)	一時間 一、二四〇円
---------------------------	------------

別表第二の二の5の表中(19)を(20)とし、その前に次のように加える。

(19) ネットワークアナライザ (E5080B)

一時間 二、二八〇円

別表第三の二の6の表オ中「二一、一九〇円」を「八、三二〇円」に、「五五、七二〇円」を「一三、五七〇円」に改める。  
別表第三の四の表サ中「七、六五〇円」を「二〇、九四〇円」に、「四、八九〇円」を「一七、七四〇円」に改める。  
別表第三の五の6の表ア及びビを次のように改める。

ア ガスクロマト	(1) 定性分析	一試料同一	二一、一一〇円
グラフ質量分析	(2) 定量分析	分析条件	二七、一一〇円
装置によるもの	(1) 定性分析	一試料	一四、八一〇円
イ イオンクロマト	(2) 定量分析	分析条件	二二、四〇〇円
ト グラフによるもの		一試料	

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

訓 令

福島県訓令第二号

本庁 機関  
出先 機関  
福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和六年三月十五日  
福島県知事 内堀雅雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県会計年度任用職員任用等管理規程(令和二年福島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加え、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後

改正前

<p>第十七条 (略)</p> <p>第十七条の二 前条の規定は、特定会計年度任用職員の勤勉手当基礎額の算定について準用する。 (会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第二十二条 規則第十三条第二項第一号の同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間には、同条第三項の職員として在職した期間を含むものとする。規則第十五条の二で準用する場合も同様とする。</p>	<p>第十七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十二条 規則第十三条第二項第一号の同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間には、同条第三項の職員として在職した期間を含むものとする。</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。  
(人事課)

告 示

福島県告示第七十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和六年三月十五日  
福島県知事 内堀雅雄

- 調査を行った者の名称  
天栄村
- 成果の名称  
天栄村大字牧之内の一部(牧本第二十一地区)の地籍図及び地籍簿  
(農村計画課)

福島県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から令和六年三月一日付で申請のあった定款の変更について、同月五日認可した。

令和六年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、東根堰土地改良区が東根堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年三月四日認可した。  
令和六年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、安達疏水土地改良区が安達疏水土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年三月四日認可した。  
令和六年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和六年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市佐原字二山陳川前一の三・一の四・八の二・一〇の四・一〇の五(以上五筆国有林)、一の一、一一
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字中川前二、三、七  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市土湯温泉町字陣場一の一、二の四(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市町庭坂字寺窪一の八から一の一〇まで・一の二二(以上四筆国有林)、一の五、一の七、一の一、一の一六、一の一七

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市町庭坂字上古屋二の二五・二一の三〇(以上二筆国有林)、二一の二二

- から二一の一五まで、二一の二六、二一の二八、二一の二九
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市在庭坂字上古屋一一の一〇七、一一の一二五
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市笹木野字高野二の九八(国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字上平場五三の三・五八の四・六〇の四(以上三筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字上平場五一の五・五二の四・五二の六(以上三筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字下平場二の二・二の三・三三の六・三四の一・三四の三・三四の  
四(以上六筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市上野寺字館ノ下一九の二(国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

福島県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を棚倉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木浅次郎 西光寺 野中直毅 鈴木昇 宗田愛一郎 鈴木作右エ門 鈴木延生太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和六年福島県告示第九十三号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の敷地の幅員(メートル)	変更前後の延長(メートル)
県道高萩 塙線	東白川郡塙町大字湯岐 字仁田沢二五番一地从 先から 同 郡同町大字木野 反字久野木八七番五地 先まで	変更前 A 四・五・ 一五・六	一、五三七・六
		変更後 A 四・五・ 一五・六 B 八・二・ 六九・〇	一、五三七・六 一、六四七・六

(道路計画課)

福島県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道本宮三春線	本宮市高木字辻七七番地先から 同 市糠沢字西笹田一番一六地先 まで	令和六年三月一六日

(道路計画課)

公 告

## 公告第50号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年3月15日

福島県知事 内堀 雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク更新工事一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から令和8年3月31日まで
- (4) 工事箇所 福島県福島市杉妻町地内ほか148箇所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者が共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）である場合は、当該共同企業体が次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 当該共同企業体の構成員の全てが(7)から(ウ)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(カ)から(ク)までに掲げる条件を満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、3に掲げる日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(ウ) 電気通信工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の電気通信工事の項に規定する電気通信工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(ウ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、電気通信工事の総合経営事項審査の総合評点が800点以上である者

(カ) この公告の時点において有効な、かつ、最新の経営事項審査の結果のうち、電気通信工事の総合経営事項審査の総合評点が1000点以上である者

(キ) 過去15年以内に元請として完成及び引渡し完了した都道府県又は政令指定都市発注の通信設備工事で防災行政無線システム整備工事の施工実績を有する者であること。

(ク) 1級電気通信工事施工管理技士又は技術士（電気電子）のいずれかの資格を有し、電気通信工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

オ 構成員は、単体企業若しくは他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適切である者であること。

- (2) 入札に参加する者が単体企業である場合は、当該単体企業が(1)のアに掲げる条件のうち(ア)から(イ)まで及び(カ)から(ク)まで並びに(1)のカに掲げる事項を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、共同企業体にあつては2の(1)のアに掲げる条件のうち(ウ)及び(ク)から(ケ)まで並びに2の(1)のイからエまで及びカに掲げる事項、単体企業にあつては2の(1)のアに掲げる条件のうち(ウ)及び(カ)から(ク)まで並びに2の(1)のカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和6年4月8日(月)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室

電話024-521-7195

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年3月15日(金)から同年5月9日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年3月20日、同年4月29日、同年5月3日及び同月6日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

なお、契約条項を示す書類(設計図書を除く。)は、福島県危機管理部危機管理課のウェブサイトからダウンロードして入手することができ、設計図書については、福島県電子閲覧システム(工事等)により閲覧することができる。

- (1) 福島県電子閲覧システム(工事等)のアドレス

<https://densieturan1.pref.fukushima.jp/juchu/>

- (2) 福島県電子閲覧システム(工事等)の利用可能時間 午前8時から午後10時まで(福島県の休日定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

### 5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

### 6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時 令和6年5月10日(金)午後2時

- (2) 場所 福島県庁北庁舎2階 小会議室

- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年5月9日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札説明書若しくは入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

#### 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い

本工事は、工事番号第24-05010-0002号の福島県震度情報ネットワークシステム更新工事（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、関連工事に落札者がいない場合には、本工事は契約の締結を留保し、関連する工事の落札者決定後に契約を締結する場合がある。

##### (1) 留保期間

関連工事の落札者の決定の日まで

##### (2) 契約の辞退について

ア 本工事は落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事は落札決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。

イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事は落札者は契約の締結を辞退することができる。

ウ ア又はイの規定に基づき契約の締結を辞退した場合には、入札説明書に規定する見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

##### (3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容

ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。

イ 福島県工事請負契約約款第26条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。

##### (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更

配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。

#### 13 契約の成立

本工事は契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が反社会的な行為等により逮捕されるなど、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

#### 14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。



同 藤堂 喜好 同 市四倉町上仁井田字北姥田六二番地  
 同 鈴木 健司 同 市四倉町下仁井田字樋向三五番地  
 同 水野 功 同 市大久町大久字入間沢六九番地の三  
 同 鈴木 三雄 同 市四倉町名木字荒神下一四番地  
 同 鈴木 隆 同 市四倉町薬王寺字粟刈沢三番地  
 同 野口 清一 同 市四倉町戸田字稲荷作七八番地の一

(農村計画課)

公告第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。  
 令和六年三月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
伊達西根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 秀雄

同 茨木 長利

同 吉田 敏朗

同 佐藤 春雄

同 阿部 善一

同 菊地 孝一

同 佐久間 利信

同 井砂 由男

同 鈴木 千代七

同 林王 弘伊治

同 穴戸 洋一

就任した役員

役別 氏名

理事 佐久間 利信

同 茨木 長利

同 吉田 敏朗

同 渡邊 英直

同 阿部 善一

同 佐藤 榮三

同 津田 哲夫

同 松浦 勝美

同 穴戸 洋一

住所

伊達郡桑折町大字下郡字遠上九番地の一

福島市飯坂町湯野字石橋一二番地

伊達市新町五二番地一

伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地

同 郡同 町大字谷地字下割付四一番地の一

同 郡国見町大字塚野目字沢六番地

同 郡同 町大字藤田字中沢六 三番地

同 郡同 町大字西大枝字西六番地

福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一

伊達郡桑折町字杉ノ前七九番地

伊達市梁川町五十沢字館二〇番地

住所

伊達郡国見町大字藤田字中沢六 三番地

福島市飯坂町湯野字石橋一二番地

伊達市新町五二番地一

伊達郡桑折町大字成田字白銀四六番地

同 郡同 町大字谷地字下割付四一番地の一

同 郡同 町大字下郡字館西一二番地

同 郡国見町大字森山字寺前一五番地二

同 郡同 町大字大木戸字中穂九番地

伊達市梁川町五十沢字館二〇番地

同 鈴木 秀雄 福島市飯坂町東湯野字中町一五番地  
 同 佐藤 徳雄 伊達郡桑折町字北町一六番地

(農村計画課)

公告第五十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、高野川、加藤谷川、水無川、館岩川、観音川及び西根川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。  
 この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
 令和六年三月十五日

令和六年三月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

(河川整備課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月十五日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第六号中「子育て休暇」を「子育て・家族看護休暇」に改める。

第十条第二項第一号中「東分庁舎」を「北庁舎」に、「守衛」を「福島県庁舎管理規則(昭和二十九年福島県規則第九十五号)第二条第一項に規定する庁舎総括管理責任者が別に定める者」に改める。

様式第五号中「子育て休暇」を「子育て・家族看護休暇」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。  
 2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
○令和四年十一月二十二日付け定例第三百四十号中				
五二一	下	後ろか ら七	一三三、二二四、二二六	一三三から二六まで
○令和五年六月二十七日付け定例第三百九十六号中				
三〇九	上	一一一	一三三、二二四、二二六	一三三から二六まで
○令和五年七月四日付け定例第三百九十八号中				
三三三	下	一〇	九の三	九の三、四二の二
○令和五年八月二十九日付け定例第四百十二号中				
四一九	上	一四	九の三	九の三、四二の二